

国立国会図書館所蔵・佐々木向陽『逸史俚諺』の翻刻(1)

末 裕 昌 子

Shoyo Sasaki's "Itsushirigen" owned by the National Diet Library : Reprint (1)

Masako Suematsu

一、はじめに

『逸史俚諺』(三十巻)は、懷徳堂四代学主・中井竹山(一七三〇―一八〇四)によって漢文体で記された徳川創業史『逸史』を、佐々木向陽(一八〇一―一八六三)^①が国字に訳したものである。『逸史』は、寛政期(一七八九―一八〇一)における幕府の修史事業との関係性が指摘される歴史書であり、^②昌平坂学問所では日本史の教課書に採用され、学問吟味にも利用されていた。^③幕府の役人にとって学ぶべき必須の書として扱われ、写本で流布した後、嘉永元年(一八四八)に懷徳堂六代教授・並河寒泉(一七九六―一八七九)によって公刊されるに至った。^④

『逸史俚諺』の「逸史俚諺附言」によれば、向陽は『逸史』を写本で落手し、国字訳を作成したらしい。^⑤そして『逸史』公刊の翌年、向陽は寒泉に序文を請い、寒泉から、『逸史』を読むことや理解することができない者にとって必要な書であるとの評を得たのであった。^⑥現存する『逸史俚諺』は国立国会図書館と早稲田大学中央図書館に伝わる写本二点のみであるため、世に広く行われることはなかったようであるが、^⑦『逸史』が幕府や幕吏と関わりを持つ歴史書であったことや『逸史俚諺』に寒泉の序文が備わる事実を考えたとき、『俚諺逸史』は、徳川創業史が幕府から市井へどのような広がりを見せようとしていたのかを知る手掛かりになるのではないかと。

そこで、近世後期における徳川創業史の認識を紐解く作業として『逸史俚諺』の翻刻を行う。ただし、本稿では紙幅の都合上、巻一の翻刻を行い、巻二以降の翻刻は今後本誌に継続して行うものとする。巻一の巻頭「逸史俚諺序」とそれに続く「凡例」「逸史俚諺附言」は、すでに本誌第六九号・第七〇号で翻刻を行っているが、^⑧本稿にはそれに丁数を加えたものを掲載する。^⑨底本には国立国会図書館所蔵本(書写者・書写年代未詳、請求記号 [210-367])を用いる。^⑩

二、凡例

- 漢字は原則として現在通行の字体を用い、常用漢字に改めた。また、当時慣用的に使用されているものも、読みやすさを重視する立場から改めた。
- (例) 迨↓迄、凡↓凡、气↓氣、广↓磨、堅↓野、貞↓貌
- ただし、固有名詞などは一部原文通りに残したものがある。
- 仮名は現行の字体に統一した。平仮名と片仮名の区別は原文の表記に従ったが、「ハ」「ミ」「ニ」等の片仮名は平仮名に改めた。
- 仮名の清濁は私に補正した。
- 反復記号は、漢字には「々」、平仮名には「ゝ」「ゞ」、片仮名には「ゝ」「ゞ」、平仮名二字以上には「く」「ぐ」を用いた。
- 明らかな誤字や衍字は訂正して原本の表記を注記した。また、正誤の判断ができない場合は(ママ)を付して、適切と考えられる表記を注で示した。
- 脱字と判断した部分には、適切な文字を()で補った。
- 見せ消ちがある場合はその訂正に従い、原本の表記を注記した。
- 割注は「」で示し、一行書きにした。
- 闕字はそのまま一字あきとし、平出による改行の場合は二字あきとした。
- 私に句読点や並列点を補い、会話や心中思惟の部分を「『』」で括った。
- 適宜、段落を設けた。
- 丁変わりの箇所には、()内に原本の丁付を現行の漢数字で示し、表裏を「オ」「ウ」で表した。又丁・飛び丁等は原本の丁付通りの数字で記し、丁付がない場合は「ナシ」とする。^⑪
- 翻刻に際しては以下の『逸史』の諸本を参考にした。これらを注で使用する場合は、それぞれ『逸史』草本・『逸史』献上本・『逸史』刊本という略称

二〇二五年二月七日(受理)

末 裕 昌 子 宇部工業高等学校一般科准教授

を用い、本文を引用する場合は漢字と仮名を現在通行の字体に統一した。
 ・『逸史』草本：天明（一七八一〜一七八九）頃中井竹山写『逸史』。引用は大阪大学附属図書館懷徳堂文庫所蔵『逸史』（デジタル請求記号 [DIG-OSAK-0015]）の国書データベースに掲載の画像（最終確認：二〇二五年一月九日、URL: <https://kokusho.nijl.ac.jp/bib1io/100242556/1?ln=ja>）。

・『逸史』献上本：寛政十一年（一七九九）江戸幕府献上本『逸史』。引用は近世儒家資料集成第三卷『中井竹山資料集 上』および同第四卷『中井竹山資料集 下』（ペリカン社 一九八九年）所収『逸史』の影印。

・『逸史』刊本：嘉永元年（一八四八）懷徳堂刊『逸史』。引用は大阪大学附属図書館懷徳堂文庫所蔵『逸史』（デジタル請求記号 [DIG-OSAK-00018]）の国書データベースに掲載の画像（最終確認：二〇二五年一月九日、URL: <https://kokusho.nijl.ac.jp/bib1io/100242585/1?ln=ja>）。

三、『逸史俚諺』巻一の翻刻

逸史俚諺序

於戲、四海謳承平、二百有余年。于今矣、万邦無事、四民安業、皤皤含哺、熙々鼓腹者、是誰之沢与。既浴其沢矣、其徳業之盛、豈可不知之乎。吾外祖逸史之撰、（二オ）所由作也。

長州宇部文学圭甫佐々木君、遥寄其所訳逸史俚諺、求序予。予受説、欣然曰、「懿矣哉、訳也。鄙語不云乎、『明有千矣盲亦千矣』。吾逸史之編、説而知之、唯明者能之、盲則不能。圭甫氏、（二ウ）蓋惜焉、国字之訳所以成与。吾逸史、曩已梓刻、則明者之可説而知者既博矣。斯訳而果布於海内乎。盲者亦得明能説而知者亦復博矣。則其流沢之入人也。益深矣。俚諺之作、盲俗間（二オ）実不可欠者也。

抑斯訳也、記事原辞、一仍本編、而其卷数亦得如本編。蓋以引蔓之国字、解含英之漢文、不得不覃葛綿々也。然、明而約如此、可謂善整治矣。所謂良工独苦者可知已。夫若（二ウ）此圭甫氏之於逸史、非殆成癖弗得也。逸史既已素臣之業、乃知逸史氏九原之下莞爾、其將言我日東亦有一元凱矣。是為序、書以還送焉。

嘉永己酉四月日（三オ）

浪華処士並河朋来撰（三ウ）

逸史俚諺

凡例

此書は、浪華中井竹山翁の『逸史』を訳し、通俗を主として俚言鄙語を撰ばず、考訂校正を歴す、筆するに随て、冊をなし、四方に公にして、神祖の明德洪恩を世に遍く仰しめん事を期するのみ。

原本『逸史』は、竹山翁二十年間の功夫を費し、『武徳大成記』より『明和武

鑑』まで凡二百四十四部の書と比較し、年月差はず事跡符号するを撰み、一部の正史とせられしなり。読人、俗書の妄説を先入の師として、此書を世に阿り勢も附く（四オ）の文辞となし給ふ事なけれ。

年月日、又は名乗、或は信濃源氏を甲斐源氏とする類、他の書と異なる事あり。是又、竹山翁、他書の誤を考へ正されし所なり。訳者の鹵莽には非ずかし。

原文、左氏伝の法に倣ひ、年月の次第を逐て事を記す。譬ば、子年の春東国に事ありて五年に終る時、子年の秋中国にも事あり、冬は九州にも事あれば、東国の事のなかばに中国九州の事を記し、五年に至りて再び東国の事を続く。今、東国は（東）、九州は（九）等の印を以て是を分ち、惑ひなからしむ。（四ウ）

原本には事々に論評あり。又、大君の二字にもくはしき定論あり。煩しければ、集て一卷の附録となし、嗣出すべし。（五オ）

逸史俚諺附言

此書、距今二十年、前所訳述也。余、固瞻乎国史、而為此挙可謂不自揣之甚已。且也原本伝写涉於童子、之乎魯魚、焉馬錯脱殊甚。而余僻在寒郷、無文献可以徵、則一取諸、臆而斷焉。誤解文義者蓋不尠矣。至如地名、則簡奥以省冗長、典雅以代鄙俚。誤字又從而革其面。乃余之淺陋暗搜冥索、雖欲逢其源末由也已。大方君子、幸質焉。

嘉永己酉四月

佐々木圭甫識（六オ）

逸史俚諺卷之一目録

將軍家御系譜の事

伊田合戦の事

矢矯川合戦の事

葵御紋の事（七オ）

御系図（七オ）（八オ）【図1】【図2】^⑫

長沢は崇岳公御舍弟の分地、竹谷・形原・岡崎・御油・深溝・能見は松安公御兄弟、岩津・大給（荻生とも）・安祥・世良田（滝脇とも）は棹舟公の御兄弟、福釜・桜井・藤井・東条は安栖公の御舍弟、三木・鵜殿は善徳公御舍弟、以上十七家也。世に十八松平と申すは、御本家を合せて称し奉にや、桜井の庶流押鴨を数ふるにや、詳ならず。（八ウ）

逸史俚諺卷之一

貞観年中より天文四年乙未迄、凡六百七十年の間を記す

抑、東照大君の御系図を尋奉るに、人皇五十六代清和天皇より出たり。天皇第六の皇子を桃園親王貞純と申す。貞純の御子経基、世にいふ六孫王是なり。鎮守府將軍に補せられ、源氏の姓を賜る。経基の子満仲、満仲の子頼信、頼信の子頼義、頼義の子義家迄、代々名家たるを以て將軍に補せられしより、源家一統世に目出度かりける。義家の嫡男（九才）義親、勅勘を蒙て配流の身となり、孫の為義の代に至て源家はじめて衰へたり。義家の三男を義国と云。其子義重、上野国に於て所領の地を賜る。保元の合戦に為義は命を院の為に参らせ、其子義朝は平治の乱に郎党長田が為に討れしより、一門の人々皆ちりくくなるものから、義重はおのが所領の新田に匿れて新田大炊助とぞ名乗ける。かゝりし程に、源氏は日々に衰微して、平の清盛、帝の御覚え目出たく威勢を振ひ栄花を極むる事二十余年、院を（御白河）押こめ奉り、主上（高倉）に迫り、月卿雲客を殺して、まづ己がまゝに振舞ひ、朝家の威初て衰へぬ。

安徳天皇の治承（九〇）年中に、義朝の三男頼朝、伊豆の大島より起て、上皇の内勅を承はり、清盛追討の企ありと聞えしかば、新田義重も軍馬用意して味方にぞ参りける。かくて頼朝は相州鎌倉に營を構へ平家を討ほろぼし、居ながら朝家の政をも沙汰し、勢ひに任して天下の掌握せしかば、源氏又大ひに興て、内裏はますゝかすかなる御有様なりき。こゝに又新田義重弟あり、足利判官義康といふ。義重五人の男子あり。嫡子を山名伊豆守義範といふ。次男里見太郎義俊、三男は父の相続して新田大炊助義兼と名乗る。四男徳川四郎義季、五男合戸五郎経義なり。徳川四郎義季の子を世良田弥四郎頼（九才）氏と申れ、皆所領の地の名を以て姓氏となせるなり。此義季・頼氏は父子ともに鎌倉に勤仕しけるが、此時源氏再び衰て、執権北条時政、勢ひを得たり。世良田弥四郎頼氏の子教氏、其子家持、其子世良田孫次郎満義なり。是より以前、北条氏、さまざまのたばかりを以て頼朝の血筋を断ち、別に都より王子を申請て仮に君とし、やゝひとゝなり給へば逐おろし参らす事五度（頼経、頼嗣、宗尊、惟康、久明）、其上五条帝を廢し、後鳥羽・土御門・順徳三院を流し参らせ、終には御讓位の事も北条より計らひ申し、あさましき事いふばかりなし。九代にして高時に至り、淫乱放蕩ますゝ甚しかりければ、後（九才）醍醐天皇元弘中に官軍を召て鎌倉誅伐の僉議あり。高時安からぬ事に思ひ、結局関東の軍兵を催して攻のぼる。是を元弘の乱といふ。かくて官軍打負け、帝は笠置の御宿りも雨漏て、終には隠岐に滴へ給ふ。楠正成が忠義の軍を起すによつて、新田大炊助七代の孫同小太郎義貞・足利判官八代の孫同治部大輔尊氏、朝家の御為に北条を亡し、天皇を隠岐より迎へ奉て、しばし中興の御代となり、兩人に所領あまた賜てければ、源氏また盛なりき。

建武年中、足利尊氏、朝家に叛き自ら征夷將軍となるにより、新田義貞、是を討んとす。満義も（世良田孫次郎）馳加はりて合戦数度に及べども、勝（十才）

事を得ず。世の中再び騒しくなり、天皇は吉野に籠らせ給ひて是を南朝と申す。尊氏は別に光明帝を押立て北朝とし、終に天下の沙汰を専らにしなければ、世良満義、叶はずして一族郎従と共に徳川世良田なんどの所領に隠れぬ。此時、義貞既に討死し、新田氏は次第におとろへ、足利氏のみ世に出て代々將軍となる。後小松院の御宇將軍義満、細川頼之を管領とし政を任せけるにより、世の中稍々穩になり、明徳年中、南北御和睦なつて一統の世とぞなりにける。かくて、世良田満義は所領に隠れしより、子右京亮政義を生む。政義の子親季、又本姓に復り、徳川修理亮と名乗る。

称光天（十才）皇応永年中、関東の管領足利持氏、執事上杉禪秀と不和の事あり。禪秀、乱を起して持氏を駿河へ逐落す。此禪秀と申は、一族強くして用に立べき家の子・郎党ども多かり。徳川修理亮親季も一族打連て味方に参る。京都將軍足利義持、此由を聞て軍馬を催し、禪秀を誅し、其余党を搦捕る。親季の子左京亮有親、其子次郎三郎親氏、三人共に禪秀の味方なれば、からふじて遁れ、藤沢寺に隠れ、姿をかへて法師となり、各今生の暇乞してちりくゝに落行れ、親季は終に行ゑをしらず、有親は幾程なくして身まかり、親氏、世を忍びさまざまの艱苦して三河の国に至り、又髪を立て坂井（十三才）村に住む。所の百姓ども、常人ならぬ事を知て、まづ甲斐がひしく欺待けり。親氏、此所にて男子を設けらる。広親と名乗る。是今の酒井家の元祖なり。しばらくして親氏は同国松平村に住居を移さる。村長を松平太郎左衛門信重といふ。富る家にて男子なし。親氏の器量を感じて養子とし、娘を妻はせ、家財のこらず譲りて村長の職を嗣しむ。時に後花園天皇永享元己酉の年なり。子孫はより松平を氏とせらる。貞純親王より此次郎三郎殿まで、十七代統紀五百年余を経たり。是、東照

大君八代の御先祖なり。次郎三郎殿は、御生質憐（十三才）深くましゝ、施を好みて人の難義を救ひ給ひき。此松平村、難所多き所なりしかば、切ひらきて道普請をなし。往來の旅人大に便利を得たり。時に足利氏の弓矢おとろへ、所々に盜賊起る。次郎三郎殿はまさしく新田の松葉にてましませば、『あはれ、此時にこそ再び祖先の家名をも起さばや』とおぼし召立ありて、金銀を惜まず浪人どもを召抱へ恩義を加へ給ひし程に、近郷の人々聞伝へて御手に付き若き者ども集りて近村を攻取て参らすれば、よく恵をかけて懐け給ひし。扱こそ人々も『此君の為には命を惜まじ』とおもひ、御威勢頓て盛となり、後世大君の天下を得給へ。（十四才）此時に、基すとや申べき次郎三郎殿隠れ給ひ、御子泰親（是も二郎三郎殿と称す。良祥公と申奉る）世を嗣ぎ給ふ。父に似させ玉ひ、土民を恵み恩義厚く、其上武芸の達者にて渡らせ給ひき。時に都より、西洞院大納言実照卿罪蒙りて三河の国に謫の身となられしを、良祥公ねんごろに欺待給ひ、後大赦によりて帰洛の時、途中の警固して上京ましゝければ、実照卿御悦のあまり奏問して、良祥公に任官の事を請給ふ。公卿僉議有て足利將軍を憚り給ひ、其事は

止ぬ。程へて三河国目代になさる。国人、恐れ敬せずといふ事なし。頓て三河守に任ぜられ、城を岩津に築き、御子信光に「崇岳公と申奉る」守ら（十四ウ）しめ、御身は岡崎に城築て、国主の列に入給ふ。ほどなくかくれ給ひ、崇岳公、世を嗣ぐ。和泉守に任じ給ふ。守殿、御生質智男人に勝れ、威も行はれ、又惠も行はる。西三河の人々、大かたは御手に付たり。此時、天下大に乱れ、諸国の大小名、強きは弱きを合せ、其外一郡一村も長を逐失ふて、塞に籠り居る者いくらと云敷をしらず。守殿、『此時にこそ我国を切広めばや』と思召て、先ッ大給・北給を攻取り、又安祥を攻んと計り給へど、此城要害よくていたづらに味方の勢のみ疲れん事を思召、城の西に當つて陣をする、女の童をあつめて歌ひ舞せ、明暮士卒に酒酌かはさせて敵の油断を伺ひ、或夜、城の三方（十五オ）より一度に攻上り、なんなく落し給ひ、御次男親忠に此城を守らしめらる。

〔書〕永享の末、関東の管領足利（一）持氏、叛逆の企ありて誅せられ、諸人、上杉安房守憲実を推尊して管領職をなさしむ。文安年中に至て、上杉氏、故持氏の孤子成氏を尋出し、主人と仰ぎて鎌倉に入れ参らせ、関東公方と称す。享徳中に、成氏、管領上杉右京亮憲忠「憲実の子」を殺し、其家臣（二）長尾等に攻られ、下総の古河に走りて、越後の上杉房頭と合戦敷度に及ぶ。寛正の初、京都將軍足利義政の弟左兵衛督政知を、関東の人々請待し主君とせんと望むにより、政知、鎌倉に趣きけれど、此頃の合戦に通路なりがたくて、伊豆の堀越の館に滞留（十五ウ）めりしをば、上杉、おのが主人と仰ぎ参らせ押立て、故主なる古河の成氏と合戦止む時なし。政知は程なく世を去る。

〔五〕寛正五年甲申、天皇内禪。皇太子成仁親王（三）祚を踐給ふ。是を後土御門天皇と申奉る。

〔三〕同六年乙酉、三河国額田のあづれもの、徒党し郡邑を荒し掠む。其勢ひ甚盛にして、所の守護細川賛岐守成之、是を伐とも勝事を得ず、早打を以將軍家に救ひの軍兵を乞ければ、御教書を松平和泉守殿に下さる。守殿、事なく討平らげ給ひしより、弓矢の名當時に隠れなし。

〔五〕応仁元年丁亥、京都の管領細川勝元、山名宗全、互ひに不快の事ありて合戦に及び、洛中大に乱る。諸（十六オ）国の大小名、おのれくが最眞によりて両管領に力を合す。是を応仁の乱といふ。義政、制し止むる事能はずして、將軍の威ますくおとろふ。主上は室町花の御所に行幸なりて、数年の間還御し給はず。文明五年癸巳に至て、宗全、勝元、兩人ともに死せしかども、其余党、互ひに要害を構ふ。同八年丙申、花の御所を焼失し、主上は小川に移りおはします。此時、諸国の軍勢久しく都に滞留、上下困窮に迫り、国々愈乱れしかば、明（西）年に至り、大小名皆本国として引退き都稍静りし程に、主上も還御ましきけり。將軍義政、もとより奢に長じてかゝる大乱を引出せしより、貴も賤も衣食に事（十六ウ）足ぬ世となりたるを省ず、猶更東山に造営して奢を極むる事甚し。

〔三〕長享二年戊申、松平和泉守殿、隠れ給ふ。〔四〕守殿御子、男女四十余人ましくき。名を世に知られたる御方十余家、女子は皆大家に嫁し給ふ。是により、御親類、三河国中に蔓衍ぬ。親忠、世を嗣給ひ、左京亮に任ぜられ、岩津の城に住給ふ。

〔五〕延徳元年己酉、義政、弟義親の子義植を將軍とす。

〔三〕明応二年癸丑、三河国寺部・上野・挙母・伊保・八州の五城主、軍兵を合せて岩津に攻寄んとす。左京亮殿、聞し召れ、三千の兵をすぐつて伊田と云所へ出迎へ、追つ返し戦て打勝給ひ、御勢ひますく振ひしと云。（十七オ）西三河の諸城主、此事を聞て御味かたに参る者多し。

〔五〕管領細川政元（勝元の子）、乱を起し、將軍義植を押籠て、足利政知の子義澄を將軍とす。義植は周防に下り、大内義興を頼み申さる。此時、義興は周防・長門・豊前・筑前・安芸・石見等の数箇国を併せ領し、山陽・山陰・南海・西海に威を振ひしが、義植を敬ひかしづく事一方ならず、義植安堵の思ひをなせり。

〔東〕初め、伊勢新九郎長氏、縁に因て駿河の今川に身を寄せ居たりしが、功ありて伊豆の雄山の城主となる。今年、俄同国堀越の館に押よせ、足利政知の子茶々丸を殺して其館を奪ひ取り、又軍勢を今川氏に借て伊豆相模の諸城（十七ウ）を攻下し、小田原に移り住て北条の遺領を保ち、自ら「時政の子孫なり」といひて、北条宗雲と名乗る。

〔三〕同九年庚申（八）月、左京亮殿隠れ給ふ。此殿は心を用ひて民を治め、年貢を減し、貧しきものを恵み給ひ、常の物語にも、「士は善悪の二ツを弁へ弓矢の家名を落さざるを本とす」と仰られ、賞罰を明にし法度を定め給ひしかば、御家人はいかにしても御用に立んと願ひ、庶民は父母の如くに思ひ奉る。或時、鴨田に於て一寺を建立せらる。是、伊田の合戦に討死したるものゝ孝養の為とぞ聞えし。寺の名を大樹寺と云。將軍の事を、唐にて大樹と申事のあれば、「後代、將軍に任ぜさせ給ふ前表なり」と（十八オ）人皆申あへり。此殿に九人の御子あり。嫡子親長には岩津の城を給ひ、二男乗元には大給の城を賜ひ（今、三州西尾六万石、松平和泉守豊後府内二万二千二百石、松平左エ門府）、三男長親に安祥を給て世嗣に定められ（棹舟公と申奉）出雲守に任ぜらる。四男親房、五男知恩院超誉上人、六男親光、七男長家、八男長忠、九男乗清也（今、駿河小島一万石、松平丹後守）。

〔五〕是歳、天皇崩御。後柏原天皇立給ふ。

〔三〕文龜元年辛酉、前將軍足利義植の官位を削らる。

〔三〕駿河の国主今川氏親、隣国参河の松平家数代威強くして此度の出雲守殿又父祖に劣り給はず其名四方に轟しを、以の外の事に思ひ、「今取ずんば、後如何にもせん術なからん」とて、永正三年丙寅、自ら駿河・遠江・伊豆・相模・東（十八ウ）三河の軍兵を従へ、北条宗雲を先手の大将として、同年八月、親長の籠た

る岩津の城をぞ取巻ける。城は頓て落る計りなりしを、出雲守殿、是を救はんとて、旗本纔に五百余騎則下知して、「宜く多勢に無勢の事なれば、討死とこそ極めつれ。兄の籠城危きを見て後巻せでやは止ん。ものども従ふ間敷否や」と仰せに、人々詞を揃へ、「命は君に参らせつ、誰か御錠に叛ん」と申せば、莞爾と打笑給ひ、「差当てる謀、闇にまぎれて討にあり。味方の人數少きを敵にしられば便なき業也。さらば、夜道を馳ん」とて矢矯川を打渡り、水を背て戦ふたり。宇津忠茂、真先かけ、「軍には勝たるぞ。続け（十九オ）つづけ」と呼ばれば、士卒の勇氣日頃増し、一人が百に当らぬはなく、駿河の勢を切崩し、首あまた打取て、川を西に颯と渡す。今川氏は、北条と乱れし士卒を繰あげけりと騒ぎ立たる癖なれば、川の東に備も得たてず、夜のあけぬ間に逃失る。守殿、悦び大かたならず、士卒を労はり、忠茂を召、「汝は又いかにして今宵の軍に勝事を初より知たるぞ」と問せ給へば、「さん候。北条は味方を侮り、途中にて酒に耽り、夜討を防ぐ覚悟せず。其上、『今川の寵に誇り、配下の士卒心服せず』と兼て承て候得ば、よも手にあまる敵にては有まじとこそ存つれ」と申せば、御賞美深かりける此忠茂と（十九ウ）申は、下野国の住人宇都宮左衛門尉朝綱が松葉也。朝綱九代の孫美濃將監泰藤、新田左中將に従ひ、義貞討れて後、三河に來り住み、宇津連常と名乗る。連常四代の孫八郎左衛門尉、始て松平和泉守殿に仕ふ（崇岳公）。是、三郎右衛門、忠茂の父なりけり。忠茂、三河の大久保に住居せしを以て大久保と姓を改む（今、相州小田原十一万石、大久保加賀守）。今度の合戦に守殿打勝給ひしにより、三河田原の城主戸田弾正左衛門憲光も降参し、其外、東三河の諸城主御旗下に属し、御領内ますますく広まる。

⑤ 管領細川政元、邪法に帰依し、妻妾を近付ずして子なし。心狂気の如くにて、同四年丁卯、家臣香西又六の為に害せらる。香（二十オ）西等、嵐山に桶籠つて乱を起せり。抑、細川氏は先祖頼之より代々阿波を本国として、讃岐・丹波・丹後・摂津を兼領し、其嫡子たる人、かはるく上洛して管領を務む。政元、子なきによつて、甥なる六郎澄元をば阿波より迎へ管領を譲らんとせしが、澄元、いまだ上洛に及ばずして、政元討れぬ。かくて、澄元幼少なれば、其配下三好筑前守長輝、軍兵を随へて澄元を輔け、都に入り、嵐山の敵を平らげ、澄元を管領とす。この筑前守長輝と聞えしは、甲斐源氏にて代々阿波の三好に住居するにより、三好を氏とせり。今度の功により、初て世に顕れたりける。同五年戊辰、周防の大内義興、故將軍足利義（二十ウ）植を守立、山陰・山陽・西海三道の大小名を従へ攻上ると聞えしかば、管領澄元、斯波・赤松（二一）・畠山等の諸將と津の国に出迎へ防んとしつれども、一戦にも及らずして崩れ立、澄元は三好長輝と本国阿波に落行く。斯波・赤松（二二）・畠山等は將軍の御供して江州に落行き、佐々木近江守氏綱を頼みける。かゝりしほどに、大内義興は、路の程支る敵迎もなく、都に入て義植を元の位に返し申し、將軍宣下かたの如く調ひて、義澄の官位を削ら

れ、義興管領となる。同八年辛未、細川澄元、其一族細川政賢を大将として摂津国に打入しむ。義興迎へ戦ひ勝利を得ず。時に、江州に落たる故將軍義澄、病死なりければ、阿（二十一オ）波の勢は江州の佐々木と牒し合せ、義澄の子義晴を將軍にせんとて都に打て登る。義興、是を破て大將細川政賢を討取、洛中物静になりければ、義植將軍は三条の第を補理て従られ、義興政事を沙汰する事一ヶ年、威勢ほどく行はれけり。かゝる処に、「出雲の尼子伊予守経久、大内に叛きて周防に攻入る」と聞えしかば、義興、急ぎ本国に帰り、数度の合戦勝負決せず。義植將軍、御教書を下して和睦を調べらる。

⑥ 東 同十六年己卯、北条宗雲死し、其子新九郎氏綱、武勇の誉ありて威勢衰へず。大永元年辛巳、松平出雲守殿、御子信忠（幼名藏人）に世を譲り隠居し給ふ。守殿に五人の御子有。（二十一ウ）御嫡は即ち信忠君にて、左京亮に任ぜらる（安栖公と称し奉）。二男親盛に福釜東端を給ひ、三男信定に上野桜井を給ひ（今、尼崎四万石、松平遠江守）。四男利長に藤井を給ひ（今、信州上田五万三千石、松平伊賀守）、五男義春に東条を給ふ。

⑦ 五 是より以前、阿波の細川澄元、又軍勢を催し義晴を擁立、摂津に攻上て、時の管領細川武蔵守高国（民部少輔とも）と戦ひ、勝に任せて三好長輝を都に打入れせければ、高国、叶はずして江州に落ち、將軍義植は澄元長輝と和睦して都に留まる。かくて、高国は江州にて佐々木の軍勢を借り、再び攻上て阿波の勢を破り、三好長輝を捕へて殺しければ、澄元怵ず義晴の供して播磨に落ち、程なく死す。高国、是より義植將（二十二オ）軍の命をも蔑にし、天下の政事おのがまにく沙汰しければ、四方いよく乱れて安き日とてもなかりき。將軍は世の中を憂事におもはれ、今年ひそかに淡路に遁れ給ひし。高国、又義晴を播磨より迎へ取て將軍とす。宣下かたの如く又々義植の官位を削らる。義晴將軍は柳原を御座所に定めらる。

⑧ 三 松平左京亮殿は、幼少の時よりいと賢しくましませしが、如何なる事にや、世を嗣給ひてよりは悪き人のみ近附け、酒食におぼれ、民を絞り給ひし程、御配下の人皆叛き参らせて安祥の御味方するもの今は一人もなし。御家人の面々安からぬ事に思ひ度々御諫言申せども、聞入（二十二ウ）給はねば、「押籠奉りて、弟君の内を主君に立申せん」と密に評議するものもあり。其事露頭せしかば、亮殿、以の外立腹にて張本の者一人召出し手討になされ、幾程なくして甚御後悔あり。此殿に御子三人まします。嫡子清康、二男信孝、三男康孝と申けり。其時、御家人等を召て宣ふ様、「我が不徳にて親族諸人に見放されし事、今に至て後悔其詮なし。嫡子清康は幼稚なれども行末用に立べきものと覚ゆ。汝等よく護立て得させよ」とて、同三年癸未、大浜といふ所に隠遁し給ふ。御嫡清康君（善徳公と称し奉）、人に勝れて御心も剛にいみじく、七八歳の御時より常に古き御家人等に対せられ、今（二十三オ）昔の治乱の有様を語らせ給ひ、又は侍衆に功名

を話させて、御楽みあり。まづ御家人の面々に心をつけ給ふ事、御幼年には似氣なく、十三歳にて世を嗣せられ、御家人は申に及ばず、末々の者まで御恵み行渡りし故、皆御恩の程をかしこみ、「連の大將にこそ成給はめ」と申あへり。或日、侍衆に酒を賜はり、涯分に御饗応あり。何れも酔を尽して退出し、「今日の酒こそ戦場に臨まん時の我らが首の血となるべし」と申あへり。

〔四〕今年、故將軍義植、淡路にて逝去せらる。此人、將軍たりし時より男子なきにより、義澄の末子を育み、淡路に伴ひて此時世嗣に立らる。是を義冬と(三十三)いふ。阿波に移り平島に住居す。故に、後世平島を姓とす。義冬、二人の男子あり。兄の義榮、早世し、弟義助の子義種より代々阿波国主の客分にて今までも絶ず、世に阿波公方といふ。

〔五〕同六年丙戌、天皇崩御。後奈良天皇立給ふ。

〔三〕清康君、既に成長まし、御味方に参るものはねもころに御意を懸られ、叛たるものは打從へ給ひしかば、御威勢再び盛んになり。初め松平彈正左衛門昌安(崇岳公五男光重の子)、岡崎の城に居て謀反を企、山中にも城を築き、三河の国をことごとく討随んとす。君、御使を遣され、無事の御計らひ有し事度々に及べども、従ひ奉らず。今はせひなしとて先岡崎を攻んと議せらる。二十四才宇津忠茂、諫め参らせ、「先、山中の城を取に、しらべらへれ」ず山中の城落る程ならば、岡崎独立となり、手をかけずして降参すべし」と申上げ、風烈しく雨甚き夜、御勢引具し山中の城を襲ひ取る。「此勢ひに乗じて岡崎の城をも攻るべし」と聞えしかば、昌安、大に恐れ岡崎の城を譲り参らする。此城は西三河・東三河の切所なればとて移り住給ひ、つひに軍兵を差向て西三河を打從へ給ひしに、降参のもの五十余人に及べり。君、忠茂を召て、「汝が功、莫大なり。恩賞乞ふによるべし」と宣ふ。忠茂、承はりて、「君に忠つくさん事、珍しからず。子息皆一所懸命の地を下したまひ(忠俊・忠次・忠員・忠次)、某又年老たり。二十四何の望か候べき」と申す。君、聞召れ、「功あるものに賞行ふも一人が功を賞するのみにあらず、多くの忠をすゝめんが為也。汝辞する事有べからず。ひらに望め」と仰下さる。「さらば、御城下市中の運上を給りたらんには、老養ふ程の料は候ひなんず」と申す。君、笑はせ給ひ、「安き程の事也」とて御ゆるしを蒙る。君の仰に、「忠茂は廉直なる士なるに、今度の望み、私欲の沙汰にわたるは老耄やしつらん。如何はからふやらん」と人して伺はせらる。忠茂、町の年寄など召集て扱ひ様、「主君、我に市中の運上を給はりぬ。因て、ことごとく差免すの間、向後運上に及ばず」と申渡しければ、市中の者大に悦び、(二十五才)諸国の商人も是を聞て寄集ふ。今に岡崎の繁花なる事、此時よりぞ初りける。君、殊更に嘆賞し給ふ。

〔五〕同七年丁亥、三好筑前守長基、細川澄元の子左京大夫晴元を輔て、泉州堺に來り居城せしめ、長基、自ら都に打入て管領高国と桂川にて戦ひ、高国、叶は

ずして又義晴將軍を伴ひ近江に落ち、程なく近江の佐々木・越前の朝倉に加勢の軍兵を借て攻上り、合戦勝負を分ず。享禄元年戊子、長基、密に朝倉家と一味するに依て、高国は義晴を誘ひ又近江に落ち、此度は朽木民部少輔植綱を頼む。植綱、心よくかくまひ申す。高国は頓て伊勢に落てけり。

〔四〕是(二十五)より以前、出雲の尼子経久、又大内と合戦起て、毛利・吉川の諸將、尼子に荷担せらる。大内義興、安芸国に打入て、毛利氏・吉川と戦ひ、又筑前に押渡り、少貳を討て降参させ、今年、又石州(五)攻入り、尼子の押領したる地を取返し、軍中にて病に染み、山口に帰り卒去し、其子兵部大輔義隆、世を嗣ぐ。

〔三〕同二年己丑、清康君、牧野伝蔵を討給ふ。此伝蔵と聞えしは、東三河の住人にて、代々吉田に居城し国人多く服従せるにより、西三河をも押領せんずる企ありけり。君、聞し召れ、「先ずれば人を制し、後れば制せらるゝとぞいふな」とて、直に御馬を出されしに、岡崎伊奈の城主本多縫殿介正忠、最初に(二十六)御味方に参りてけれ。此正忠は、先祖藤原助秀はじめて豊後国に下り、本多といふ所に住せしかば、本多とは名乗てけり。助秀が男右馬助助定、尊氏將軍に随ひ参らせ、尾張国横根栗飯原等の地頭になさる。助定より四代助時が時に至り、移て三河國に來り、宝飯郡伊奈の庄に住す。出雲守殿(棹舟公)の御時より、其一族多く御家人となりしが、城主たるものは唯正忠のみ初て御味方に参りしにより、君、御感斜ならず。かくて、御馬を進められ、下地御油の人家を焼払ひ給ひしかば、伝蔵、烟を望見て、「必定岡崎の勢にてぞあるらん。あたは命を捨て來つる物かな。迎へ合せて一人も余さず討(二十六)取や」とて、馬引よせてひらりと打乗、吉田川を渡り舟を捨て、筏を破り、直に進んで戦ひしが、其勢ひあたりがたく、味方少し色めく処に、本多彦三郎清重、討死す(今、信州飯山二万石、本多豊後守)。佐野与八、御前に参り、「二先御引あれかし」と申ければ、君はちとも騒ぎ給はず、「敵の勝て奢るは味方の利なり」と宣ひて、采配追取かけ出給ふ。与八、味方の人々に向ひ、「今日こそ我等命を捨る時なり」とて、敵陣に駆入て死す。松平(桜井)内膳信定(棹舟公三男)、大わらはの姿にて徒横無碍に切て廻り、其余の人々、命を限り戦て牧野勢を駆破り、伝蔵を討取て、吉田の本城に攻よせ、本多正忠、大手の木戸を破て城を落す。君、城に入らせ(二十七)給ひ、味方の乱妨を固く制し給ひしにより、敵城に有合ふ者ども心服せぬはなし。先達てより、田原の城主戸田彈正左衛門、又叛き奉るにより、爰より田原に向ひ給ふ。本多正忠、おのが伊奈の城に迎へ参らせ、御酒献りて賀し参らす。御肴を進むとて、三枚の葵の葉に盛て参らせしに、君、御覽じて、「立葵は正忠の家の紋なり。此度の戦に、正忠最初に味方に参りて勝軍しつ。吉例なり。給らん」と仰ありて、是より御家紋とはなされたり(今、江州膳所六万石、本多兵部大輔)。かくて、田原を攻たまひ、戸田も再び降参してければ、終に東三河をことごとく平らげ、又尾張國に打入り、品野を攻取たまふ。此合戦に

松平信定功名し（二十七ウ）てければ、勳賞として品野を下さる。同三年庚寅、三河宇理の城を攻る。松平「福釜」右京亮親次（棹舟公二男親盛の子）、追手に向ひ、内膳正信定、後詰に備ふ。搦手には、君自ら向はせ給ふべきに定めらる。城主熊谷備中守重長、城戸押ひらきて戦ひ、先手の軍勢打負て、親次討死したりけり。信定、後陣に有ながら、手勢を制して救はず。此、親次は信定の為には甥なり。武勇の著れ隠れなき人なりければ、今日の最期を惜まぬ者ぞなかりき。君は山の上より遙に御覧じ、大に怒らせ給ひしかども、路程遠くして親次を救ひ給ふ事能はず。おくれ馳に城に迫、矢石をもよけ給はず、ひた攻にせめ付て、柵の木抜て堀の（二十八オ）上まで乗給へど、重長、堅く防ぎて降らず。日既に暮かゝりければ、ぜひなく御勢を引揚られ、信定を召て、「急なる場にせまりては、見ずしらぬ人にて互ひに救ふこそ武士の本意なるに、現在の甥なる親次を見殺しする条、奇怪也」と叱り給へば、信定、一言の御受もせず（㉔）、貌赤くして退きぬ。時の人、「親次は死榮あり、信定は生恥なり」と嘲りしとぞ。此、以前御内の人々に猿樂を見せらるゝ事あり。落合嘉平といへる人、早く参り、疎忽にて信定の座に付て、信定来りて此体を見、「如何なる故に信定の座には付れるにや。とくく除候へ」と人していはせける。嘉平、初て心付、意外の疎忽幾重にも（二十八ウ）御免候得とて、はや立んとしける折から、又、「とくく除候へ」と催促す。嘉平、むつくとして、「某、退まじとは申さぬに、何とてかくまで催促を承はる。さらば退くまじき程に、君の御前なる御内の人々も御免候へ、某が首は落る共、此座は渡し申まじ」とて、猿樂の果るまでちつとも動ずして有けり。君は御存ながら何たる御沙汰もなければ、或人、嘉平を御咎あつて、「信定の心を解き給へかし」と申せば、君の仰に、「家中の士、一人とて父祖の御いつくしみをかけ給はぬものはなし。叔父「信定は御叔父也」にも、かくこそ心得る（㉔）べき事なるに、結句我慢の振舞して、大勢列座の中にて侍を辱しむる条、以の外の僻事也。嘉平、もし（二十九オ）勢ひに恐れ座を立たらんには、屹と咎めて憶病ものゝ戒ともなすべきに、彼者剛なる振廻、感ずるにあまり有」とて、召出され、褒美を給はる。信定、此事より君を恨み奉る気色有しに、今度又宇理攻の不覺に御叱りを蒙りしかば、終に二心を抱きける。夫は扱置、こゝに又岩瀬莊右衛門といふ御内人あり。知慮さしく、又放蕩無頼なり。或時、人を殺して、君、其勇気を惜ませ給ひ、一命を赦されて御暇給てけり。此時、宇理の城中にあり。或夜、城に火をかけて裏切す。味方の勢は是を見て一度に切て入ほどに、熊谷重長、恠へずして城を捨落行く。君、莊右衛門を召れ、知行宛おこなはれ、（二十九ウ）莊右衛門、前非を悔て善士となりき。人皆、君の才能を惜み、土をあはれみ給ふ事を感じあへり。扱、重長は三河の高力といふ所に移り住み、姓を高力と改め、譜代の御家人となる。同四年辛卯、大浜に隠居ましませし安栖公、隠れ給ふ。

(五) 是より以前、細川高国、伊勢より再び近江に返る。佐々木、取合ざりけれ

ば、又越前に往しに、朝倉も又受ず。終に出雲に落て尼子に軍勢を借んとしつれども、尼子も取合ねば、播磨に行て浦上を頼みけり。今年、浦上美作守則宗、高国を助けて軍勢引具し、摂津に攻上る。三好長基（㉔）、かくと聞より界に趣き、細川晴元を助けて尼ヶ崎に打出、播磨勢を（三十オ）防ぎ、勝ずして引退く。高国、進んで界を攻んとす。長基、天王寺に陣取て迎へ戦ひ、高国を捕へ殺す。天文元年壬辰、晴元、將軍義晴と和睦して、將軍は近江より再び都に帰り、晴元、界に居ながら管領となる。三好長基、やゝ我慢の振舞あつて、晴元に殺さる。此時、畿内ますく乱れ、將軍・管領の下知に随ふ者なかりき。

〇一向の僧兼寿（蓮如上人）、勸化に巧みにして夥しく金銀を貯へ、世の乱に乗じて兵具を集め、仏法擁護の大将とて然るべき武士共を抱へ、我法に従はぬ人を攻伏し掃依せしむ。是に依て、其門徒、次第に広まりぬ。是を見真似て、自余の大社大寺も夫々に徒党を立、土民の溢れ（三十ウ）もの共も、是に託けて豪盜の仲間を結び、皆おのれより一揆と号す。一向一揆・法華一揆・百姓一揆等の名目あり。諸国の大小名、其乱妨を苦めども詮方なく、終には加勢を一揆に頼み、当座の勝を取る事も有し故、一揆の勢ひ、日々に盛なり。此禍六十余州に弘まる。

(三) 同二年癸巳、清康君、三河広瀬の地頭三宅左衛門尉・同国寺部の城主鈴木日向守と岩津にて御合戦あり。さんくくに打摩けて、首三百取給ふ。今年冬、信州の勢攻来る。君の仰に、「敵、此大雪に難処を越て来れば、人馬に息を継せぬ間に急ぎ討取べし」とて、歩武者・騎武者一万人を具して迫り給へば、敵一ト支もさへず、敗北す。追懸て（三十一オ）打取る首、三千余。討泄されたる者は皆降人にぞ出たりけり。かく数度の合戦に勝給ひし程に、御威勢、日にく盛んになり、甲斐の国主武田左京大夫信虎が方より、使者を以て向後好を通すべきよし申越し、美濃・尾張の人々も大方は随ひ参らせしかば、君にも思召立せ給ふ事の有て、或時、御内の人々に對せられ、「我家、源氏の流れに有ながら、足利の為にけおとされて数代落ぶれ危くして、再び起れり。今、天下分れく成て、豪傑の武士、諸所に蜂起す。時は得がたくて失ひ易き物とぞいふなる。数度の合戦に打勝たる威勢に任せ、あはれ、都に攻登り、足利が首取て、先祖代々の讐を報はんとおもふ。（三十一ウ）いかに」と仰られて、軍馬の用意、兵糧の支度を授け給へり。或夜の御夢に、是といふ字を握たると見給ひ、翌朝諸人に判断させらるゝに、何とも判ずる人なし。折節、横和尚、御前に参られ判じて申さる様、「是といふ字を割て見れば、則ち是下人となる。日の下を一人にて握るとは、目出度御夢哉。去ながら、握りていまだ開き給はねば、殿御一代の事にて有まじく、御子孫に至て天下を得給ふべし」と祝し申せば、君、大に悦び給ひ、和尚の為に龍海禪寺を御建立有けり（今、是字寺共云）。同四年乙未、尾州杜山の城主織田家に叛て降参す。君、御家臣を召れて、「我、先、尾張の織田を打亡し。しかして、美（三十二オ）濃・近江を切随へ、都に攻登るべし」と仰られ、今年十月、御馬を出されて撰すぐつたる武者

一万騎を随へ、杜山の城に御入有て、近村近郷を攻め掠め、織田の出るを待給ふ時に、松平内膳信定は兼て君を恨み申事のあれば、上野の城に居て謀叛を企、今度の御出陣にも病氣と偽りて御供に参らず。「いかなる事や出来ぬらん」と諸人危ぶみ恐れぬれど、君はひたすら織田を亡さんと思召事頗なり。御家臣等、一同に言葉を揃へて、「杜山は新に降人に参りし者なれば、いつ又叛きまゐらせんも計りがたし。前に織田は大敵あり、後ろには内膳の陰謀あり。腹と背に腫物の出来たる如くにて、危き事申(三十三ウ)ばかりなし。一先御帰陣あつて、時を待給ふにしくべからず」と申上れば、君、以の外御気色損じ、「杜山、もし叛くなら、立処に打果すべし。織田は待設し敵なれば、一戦に生捕べし。内膳が謀は恐るゝに足らず。其上、内膳は我為には叔父なり。たとひ、少し不快の事あればとて、終には解ぬべし。我、若年にて父の譲を受し時は、僅安祥の一城主にて、四面皆敵なりしに、少勢にて多勢に打勝、いまだ不覚の名を取ず。今、都に攻上て、先祖累代の讐を報ひ、家名を天下に耀さんとして、軍を出し、隣国に打入り、矢一筋も射ずしてすこゝ帰らば、世の笑草となるのみならず、一家の侍、是より勇氣を撓めん此事、いかに(三十三ウ)申とも聞入まじきぞ」とて、頓て御備を手配り有て、近日に織田が本城清州に攻寄んと定めらる。此時、安倍(三十三ウ)大蔵少輔定吉は、御内の出頭人にて、御家の事まづ我身ひとつに引受たりしかば、常々内膳の陰謀を心憂き事に思ひ、今度杜山の城中に随ひ参り居て、度々書簡を上野に送り、内膳を抜ひける。是によつて、不思議の事こそ出来にけり。たとへば、此程より大蔵少輔をそねむものゝ申触しけん、「大蔵こそ内膳と隙し合せ、内膳を御陣へ迎へ入て乱を起さんと企るぞ」と我も人も言罵り、陣中騒しかりける。大蔵少輔、此由を聞て、其子弥七を近く招き、「我、年頃君の御覚え目出度で、俸(三十三ウ)禄、分に過たり。佞人等が申事ありとも、我、赤心は君こそ能し召れつらめ。されども、衆の口には金も鑠るといふ本文あり。万一、御誅罰を蒙りたらんには、汝は野の末山の奥にも身を忍び、時節を待て無実を申開くべし。弩々、君を恨奉る志有べからず。もし、我詞を用ひずば、生々世々の勘当ぞ」と申聞せたりしに、弥七、鬱憤やるかたなくて日を送りぬ。かくて、十二月五日の事なりしが、いかにしたりけん、営中の馬一疋放れて、人の群に駆込む。御陣中、此物音に驚き、何事とはしらず、上を下へと騒動す。君も御座を立せ給ひて、御覽せらる折ふし、安倍(三十三ウ)弥七郎、御佩刀を持て侍りしが、是こそ我父の殺(三十四ウ)されたるならんと思ひ誤り、御後より殺害し奉る。植村新六郎栄安、生年十六歳、御側に候ひしが、弥七をば立処に誅し畢ぬ(今、和州高取二万五千石、植村駿河守)。御家人等、馳集りて、只あきれに呆れ居たり。父安倍(三十三ウ)大蔵、是を聞て自殺せんとしける。松平(三十三ウ)内蔵充信孝(御舎弟)、兼て大蔵が忠義を察し、駆寄て押し止む。君の御祖父出雲守殿、此時までも御在世なりければ、御家人等、尊骸を守護して帰り、大蔵が御裁許を出雲守殿に乞ひ申す。守殿も其罪なき事をしるし召

て、助命仰付られたり。初め、清康君、青木氏より娶り給ひ、御子広忠卿を設け給ふ。御妾腹に男女二人ましまし、男子は出(三十四ウ)家して成誉上人と称す。大樹寺の住職たり。女子は酒井忠次に嫁し給ふ。出雲守殿、御計らひにて広忠卿を世嗣に定めらる。御歳十歳也(贈大納言家の御事、瑞雲公と申奉。此時、岡崎殿と申)。安倍(三十三ウ)大蔵少輔、後見す。時に、尾張の国主織田弾正(三十三ウ)忠信秀(又、備中守とも)、味方の変を聞、八千の軍兵を随へて押寄ると風聞す。岡崎殿、御幼少なれば、御叔父松平(三十三ウ)鶴殿、十郎三郎殿(康孝)、御名代として其勢纔八百人、岡崎殿に暇申、八百人二手に分け、伊田のあなたに打て出つ。此所、上は霜枯の野路遙に、下は賤(三十三ウ)田の面に通ふ道一筋、信秀が軍勢、是も同じく二手に分け、上道・下道各四千人、こなたに向て寄来る。上に向ひし味かた、野は広(三十三ウ)十五オし敵は多し、真中に取込まれ、一人も残らず討死す。下道の軍勢、備を乱して進み来る。植村新六、下道に向ひ鎗を捻(三十三ウ)て真先かく。味方、纔に四百人、命を限り戦ひて、四千の敵を駆なやまし、高力重長(熊谷備中守也)、子息新蔵長安もろ共に討死す。又、上道に向ひしかば、野路の敵さん(三十三ウ)に乱れて落足になり、織田信秀、和睦を乞て御帰りける。是を後の伊田合戦といふ。十倍の敵に勝し事、他に例少し。まして、大將なき軍して幼き君を立し事、異国・本朝に類有べからずといふ。(三十三ウ)爰に又、内膳正信定は出雲守殿御寵愛深きに依て(守殿の御三男なれば也)、さまぐに申拵、御国中の事をおのが儘にし、終には岡崎殿を失ひ参らせて、(三十五ウ)自ら嫡家を相続せんと企ける。安倍(三十三ウ)大蔵、大に恐れて岡崎殿を守護し、伊勢国に遁れゆく。御一族を初め、御家人の面々、岡崎殿を慕ひ参らするものもあり、内膳に随ふものもあり、又は浪人して百姓の業を営むも有けり。安倍(三十三ウ)が弟四郎兵衛正定といふ者、兄を勧めて岡崎殿を再び入れ参らせんと議す。大久保新八郎忠俊(忠茂長子)、酒井雅楽助正親(広親次男親重の裔、今、播州姫路十五万石、酒井雅楽頭)、同左衛門尉忠次(広親長子氏忠の孫、今、羽州庄内十四万石、酒井左衛門尉)、石川安芸守清兼(今、勢州龜山六万石、石川主殿頭)、同伯耆守数正(清兼の孫)等、皆内々安倍(三十三ウ)兄弟と謀を合せたり。(三十六ウ)

注

- (1) 佐々木向陽については、拙稿「佐々木向陽『逸史俚諺』の考察(1)」——並河寒泉の序文について——(『宇部工業高等専門学校研究報告』第六九号 五八―六四頁 二〇一三年三月)を参照。
- (2) 高橋章則氏『逸史』献上と歴史叙述の方法について(近世儒家資料集成第四卷『中井竹山資料集 下』六六―八六頁 ぺりかん社 一九八九年)
- (3) 高橋章則氏『近世の家康研究と『逸史』』(『季刊日本思想史』第三六号 五〇―六五頁 一九九〇年十一月)

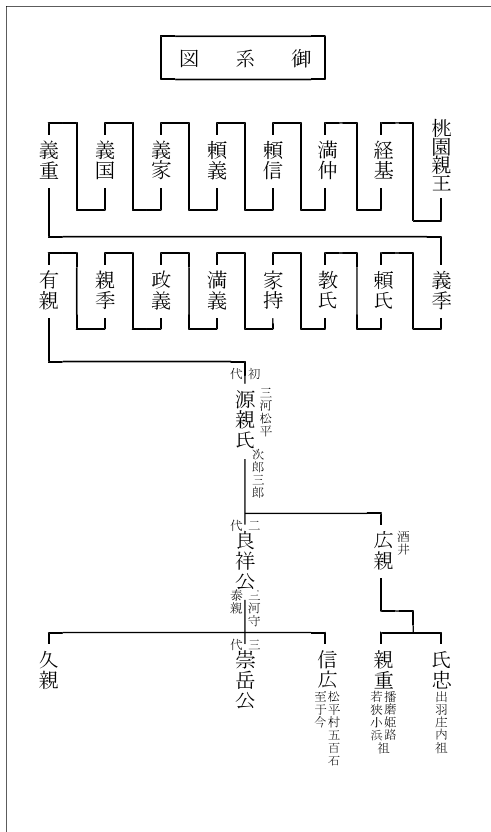
- (4) 松本望氏「懷徳堂による『逸史』の出版」〔『懷徳』第八四号 六一一八頁 一〇一六年一月〕
- (5) 詳しくは、拙稿「佐々木向陽『逸史俚諺』の考察(2)——書誌および「凡例」「逸史俚諺附言」の翻刻と語注——」〔『宇部工業高等学校研究報告』第七〇号 二〇二四年三月〕掲載の「逸史俚諺附言」の翻刻・書き下し・語注を参照。
- (6) 拙稿「佐々木向陽『逸史俚諺』の考察(1)——並河寒泉の序文について——」〔前掲注1〕の「俚諺逸史序」の翻刻・書き下し・語注を参照。
- (7) 向陽の『逸史』の国字訳には、『逸史俚諺』の他に、『竹山逸史』(十二巻)という書も存在する。『竹山逸史』も写本でのみ伝わり、国立国会図書館・国立公文書館内閣文庫・新潟大学附属図書館佐野文庫・筑波大学中央図書館・佐賀県立図書館鍋島文庫に存する。
- (8) 「逸史俚諺序」は「佐々木向陽『逸史俚諺』の考察(1)——並河寒泉の序文について——」〔前掲注1〕で、「凡例」「逸史俚諺附言」は「佐々木向陽『逸史俚諺』の考察(2)——書誌および「凡例」「逸史俚諺附言」の翻刻と語注——」〔前掲注5〕で扱った。
- (9) 本稿での翻刻方針により一部表記を改めたところがある。
- (10) 底本の書誌は拙稿「佐々木向陽『逸史俚諺』の考察(2)——書誌および「凡例」「逸史俚諺附言」の翻刻と語注——」〔前掲注5〕を参照。
- (11) 実際の丁数と原本の丁付は異なるため、注5所掲拙稿の書誌で示した丁数と、翻刻で示す丁付の数字とは齟齬がある。
- (12) 「御系図」は本稿末尾の【図1】【図2】に示した。なお、「御系図」の丁数は原本通りである。
- (13) 丁数は原本通り。
- (14) 「五条帝」は「九条帝」の誤りか。早稲田大学中央図書館所蔵『逸史俚諺』の表記は未見であるが、『竹山逸史』を確認した結果、国立国会図書館所蔵本・国立公文書館内閣文庫所蔵本・新潟大学附属図書館佐野文庫に「五条帝を廃し」とあった。しかし、『逸史』草本・『逸史』献上本・『逸史』刊本ではいずれも「一条」の注に「九条廃帝」とあることから、「五条帝を廃し」(傍点引用者)との表記は尚陽の認識の誤りによるものと考えられる。また、国書データベースで閲覧可能な『逸史』の写本を確認したところ、北海道大学図書館所蔵『逸史』(デジタル請求記号(DIG-10KU-0026)の国書データベースに掲載の画像(最終確認:二〇二五年一月九日、URL: <https://kokusho.nijl.ac.jp/biblio/100238440/1?ln=ja>)では「一条」の割注に「五条廃帝」とあった。このことから、当時「五条廃帝」と誤写された写本が存在し、それを向陽が見ていたということも推測される。
- (15) 「帝は笠置の御宿^{ミヤ}も雨漏^{アサ}て」は『逸史』にはない表現。『太平記』巻第三「主上御^{ミヤ}没^{ナシ}落^{ツキ}笠置^{カサヅキ}事」の醍醐天皇詠歌「サシテ行笠置ノ山ヲ出シヨリアメガ下ニハ隠家モナシ」を踏まえているか。引用は、寛文十一年(一六七二)刊、国文学研究資料館所蔵『新刻ノ太平記』(請求記号『ヤ63-121』)の国書データベースに掲載の画像(最終確認:二〇二五年一月九日、URL: <https://kokusho.nijl.ac.jp/biblio/200008369/2?ln=ja>)。引用方針は『逸史俚諺』の凡例に同じ。
- (16) 丁数は原本通り。
- (17) 原本では「利足」。
- (18) 「臣」の部分は、原本では「長」を見せ消ちして「臣」としている。
- (19) 原本では「隠れた給ふ」。
- (20) 『逸史』草本・『逸史』献上本・『逸史』刊本ではいずれも「九年庚申八月」とあることから、「八」字を補った。
- (21) 原本では「赤山」。『逸史』草本・『逸史』献上本・『逸史』刊本ではいずれも「赤松」。
- (22) 注21に同じ。
- (23) 原本では「行渡^{ユキワタリ}り」。
- (24) 「義榮」の「栄」の振り仮名は「ヒデ」の誤りか。
- (25) 原本では「石川」。『逸史』草本・『逸史』献上本・『逸史』刊本ではいずれも石州の略記「石」となっている。
- (26) 原本では「本田豊後守」。
- (27) 「戦」の部分は、原本では「城」とあり、その右に「戦」と訂正している。
- (28) 原本では「余参」。
- (29) 「せず」の「せ」の部分は原本では「け」とあり、その右に「せ」と訂正がある。
- (30) 原本では「心得える」。
- (31) 原本では「三好長彦」だが、原本の二十五ウや三十ウでは「三好長基」と表記されている。『逸史』草本・『逸史』献上本・『逸史』刊本ではいずれも「三好長基」となっている。
- (32) 『寛政重修諸家譜』巻六百三十九〔新訂寛政重修諸家譜 第十〕三八三―三八四頁 続群書類従完成会 一九六五年〕では「阿倍」となっている。しかし、『逸史』草本・『逸史』献上本・『逸史』刊本の表記が「安倍」であるため、本稿でもこれに従い「安倍」と表記する。
- (33) 原本では「安部」。表記の方針は注32に同じ。
- (34) 原本では「安部」。表記の方針は注32に同じ。
- (35) 原本では「安部」。表記の方針は注32に同じ。

- (36) 「時に、尾張の国主織田弾正ノ忠信秀（又、備中守とも）」（三十五才）から「異国・本朝に類有べからずといふ。」（三十五ウ）までの訳は、湯浅元禎編『常山紀談』巻一「参河国伊田合戦の事」に拠るか。特に、「此所、上は霜枯の野路遙に」以降の表現は、『逸史』にはなく、『常山紀談』の「此所は上は霜枯の野路はるかに…中略…古今に比類有べからず」と合致するところが多く見られる。『常山紀談』の引用は、元文四年（一七三九）刊、国文学研究資料館所蔵『常山紀談』（請求記号：J5-1461-30）の国書データベースに掲載の画像（最終確認：二〇二五年一月九日、URL: <http://kokusho.nijl.ac.jp/biblio/200008373/6?ln=ja>）。引用方針は『逸史俚諺』の凡例に同じ。
- (37) 注32に同じ。
- (38) 注32に同じ。
- (39) 注32に同じ。

付記

本稿は「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ事業における女性研究者研究費支援」の助成による研究成果の一部である。
本稿を成すにあたり、資料の閲覧・複写については諸機関の皆様方に便宜を図って頂いた。記して深謝申し上げます。

【図1】（七オ）



【図2】（七ウ）（ハオ）

